## 石綿健康被害救済法の特別遺族弔慰金等に係る周知事業の実施について (お知らせ)

平成20年6月30日(月)

環境省総合環境政策局環境保健部 企画課石綿健康被害対策室

代 表:03-3581-3351

室 長:泉 陽子 (内 6381) 室長補佐:神谷洋一 (内 6382) 係 長:浜島直子 (内 6316) 独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部給付課

代 表:044-520-9617

課 長:岡本 昇 (内636) 課長代理:日高桂子 (内662)

環境省及び(独)環境再生保全機構は、地方公共団体と協力し、平成20年6月末から、中皮腫死亡者の御遺族の方に対し、人口動態調査の死亡小票を活用した 周知事業を行うこととしましたので、お知らせいたします。

## 1. 背景

石綿健康被害救済法の特別遺族弔慰金等については、平成 20 年 6 月 12 日現在、1,981 件について認定が行われていますが、法律の施行日より前に亡くなった方については、平成 24 年 3 月 27 日が請求期限とされています。

環境省及び(独)環境再生保全機構では、従来より、新聞・雑誌等様々な媒体を通じて救済制度に関する広報を行っているところですが、特別遺族弔慰金等について一層の周知を図る観点から、今般、人口動態調査の死亡小票を活用した周知事業を行うこととしました。

## 2.内容

本事業では、地方公共団体と協力し、各保健所に保管されている死亡小票から、 法律の施行日(平成 18 年 3 月 27 日)より前に中皮腫によって死亡したことが把握 できる方について、できる限りその御遺族を特定し、その方に対し、特別遺族弔慰 金等の給付制度についてお知らせを行います(併せて労災保険制度や石綿健康被害 救済法の特別遺族給付金等についてもお知らせを行います。)。事業は(独)環境 再生保全機構から各都道府県、保健所設置市又は区へ委託して実施します。

なお、実施に当たって死亡小票を利用することについては、統計法に基づく総務 大臣による承認を平成 20 年 6 月 24 日付けで受けました。

## 3.今後の予定

今後、準備の整った自治体より順次開始し、今年度中に該当者に対するお知らせ を行う予定です。